

(市長記者会見資料)

令和 5 年 9 月 6 日
京 都 市 総 合 企 画 局

市 長 公 室 秘 書 担 当
TEL : 0 7 5 - 2 2 2 - 3 0 6 6

京都市名誉市民内定（上村淳之氏）について

この度、日本画家の上村淳之氏に、氏のこれまでの功績を称え、京都市名誉市民の称号をお贈りすることが内定しましたので、お知らせいたします。

1 名誉市民内定者

氏名	分野
上村 淳之	日本画

(敬称略)

2 略歴、功績

別紙のとおり

3 今後の予定

市会の同意を得たうえで、令和 5 年 1 0 月 1 5 日の京都市自治記念日に表彰し、同日付で決定する予定です。

【参考】

■京都市名誉市民表彰条例（昭和 2 8 年度施行）抜粋

第 1 条 本市市民又は本市に縁故の深い者で、公共の福祉を増進し、又は学術技芸の進展に寄与し、以ってひろく社会の進歩発展に貢献し、市民の尊敬の的と仰がれる者には、この条例によって、京都市名誉市民の称号を贈りこれを表彰する。